

## 新居浜市・別子山村合併協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、新居浜市・別子山村合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 新居浜市・別子山村合併協議会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の協議資料の作成に関すること。
- （3）協議会の広報に関すること。
- （4）協議会の庶務に関すること。
- （5）その他協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、係長その他必要な職員を置く。

2 係の分掌事務は、別表のとおりとする。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたとき、その職務の代理を行う。

（決裁）

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- （1）協議会の運営に関する基本方針の決定
- （2）協議会の提案する議案の決定
- （3）協議会の予算及び決算
- （4）協議会に関する規程及び要領等の制定改廃
- （5）その他特に事務局長が重要と判断する事項

（専決事項）

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）物品の購入その他契約の締結に関すること。
- （2）物品及び現金の出納に関すること。
- （3）職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
- （4）その他事項（前条第5号に規定する事項を除く。）

（職員の服務）

第7条 職員の服務並びに勤務時間、休日及び休暇等については、会長の属する市村の例による。

（給与等）

第8条 職員の給与については、それぞれの派遣する市村の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市村の例により協議会が支給する。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

係名	分掌事務
総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 庶務及び会計に関すること。</li> <li>(2) 合併の諸手続きに関すること。</li> <li>(3) 協議会の会議に関すること。</li> <li>(4) 合併に係る広報に関すること。</li> <li>(5) 合併に係る史料の編纂に関すること。</li> <li>(6) 人事に関すること。</li> <li>(7) 費用弁償支給に関すること。</li> <li>(8) 合併の方式に関すること。</li> <li>(9) 合併に期日に関すること。</li> <li>(10) 新市の名称に関すること。</li> <li>(11) 新市の事務所の位置に関すること。</li> <li>(12) 財産の取扱いに関すること。</li> <li>(13) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。</li> <li>(14) 地方税の取扱いに関すること。</li> <li>(15) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。</li> <li>(16) 特別職の身分の取扱いに関すること。</li> <li>(17) 条例、規則等の取扱いに関すること。</li> <li>(18) 事務組織及び機構の取扱いに関すること。</li> <li>(19) 一部事務組合等の取扱いに関すること。</li> <li>(20) 使用料、手数料等の取扱いに関すること。</li> <li>(21) 公共的団体等の取扱いに関すること。</li> <li>(22) 補助金、交付金等の取扱いに関すること。</li> <li>(23) 町名、字名の取扱いに関すること。</li> <li>(24) 慣行の取扱いに関すること。</li> <li>(25) その他総務関係に関すること。</li> <li>(26) その他他の係に属さないこと。</li> </ul>
計画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市建設計画に関すること。</li> <li>(2) 財政計画に関すること。</li> <li>(3) 予算編成に関すること。</li> </ul>
調整係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること。</li> <li>(2) 条例、規則等の取扱いに関すること。</li> <li>(3) 使用料、手数料等の取扱いに関すること。</li> <li>(4) 補助金、交付金の取扱いに関すること。</li> <li>(5) 国民健康保険事業の取扱いに関すること。</li> <li>(6) 介護保険事業の取扱いに関すること。</li> <li>(7) 消防団の取扱いに関すること。</li> <li>(8) その他教育福祉、産業環境、都市建設に関すること。</li> </ul>